

平成 29 年度  
包括外部監査の結果報告書  
【概要版】  
(テーマ)

流域下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

平成 30 年 3 月  
山形県包括外部監査人  
伊藤明彦



# 概 要 版

---

第1章	総論.....	2
第1	包括外部監査の概要.....	2
1	監査の種類.....	2
2	選定した特定の事件（テーマ）.....	2
3	特定の事件を選定した理由について.....	2
4	包括外部監査の実施期間.....	2
5	包括外部監査の対象期間.....	3
6	包括外部監査の方法.....	3
7	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格.....	3
8	利害関係.....	4
第2	包括外部監査の監査結果.....	5
1	監査の結果について.....	5
2	監査結果及び意見の要約リスト.....	5

# 概 要 版

この概要版は平成30年3月13日付けで作成された「平成29年度包括外部監査の結果報告書」の記載を要約したものです。

## 第1章 総論

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件（テーマ）

流域下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

#### 3 特定の事件を選定した理由について

下水道施設は生活インフラの一つとして、県民の生活に密接し、生活環境の改善や、水質保全等について重要な役割を果たしている。

一方で、人口減少や国と地方の厳しい財政状況の中で、これまで整備を行ってきた施設の長寿命化や更新、持続可能で安定した運営管理も必要となっており下水道事業を取り巻く情勢は大きな転換期を迎えている。また、山形県において、流域下水道事業については平成32年度より公営企業会計の適用が予定されており、これに関する対応も重要な課題となっている。

このような状況の中、県が運営する流域下水道事業に焦点をあて、その事業の財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の視点から検証を行うことは極めて有意義であると考え、また、これまで包括外部監査のメインテーマとして取り扱われていないことにも鑑み本年度のテーマとして選定した。

#### 4 包括外部監査の実施期間

平成29年4月から平成30年3月までの期間、監査を実施した。

# 概 要 版

---

## 5 包括外部監査の対象期間

原則として平成28年度の執行分（必要に応じて他の年度も対象とする。）

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ①流域下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか。
- ②流域下水道に係る負担金の設定は適切に行われ、かつ適時に見直されているか。
- ③下水道設備等の老朽化対策や更新計画等、事業の持続性に向けた計画の合理性及びその実施状況はどうか。
- ④下水道設備等の財産管理は適切に行われているか。
- ⑤下水汚泥等の有効利用がなされているか。
- ⑥契約及び委託業務の管理は適切に行われているか。
- ⑦公営企業会計への移行準備の取組は計画的に行われているか。

### (2) 監査手続

- ①関係書類の閲覧
- ②関係部局への質問
- ③関係施設等への現地調査
- ④検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤その他必要とした手続

## 7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 伊 藤 明 彦

### (2) 補助者

公認会計士 津 村 隆  
公認会計士 柴 田 真 人  
公認会計士 浅 野 和 宏

## 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

# 概 要 版

## 第2 包括外部監査の監査結果

### 1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成30年1月末現在での判断に基づき記載している。

### 2 監査結果及び意見の要約リスト

NO	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
----	------------	----	-----------

第2章 下水道事業の全般的事項			
1	(下水道水洗化率(接続率)の向上について) 下水道への接続は住民の法的な義務であるとともに、その接続率の向上は下水道経営に資するものである。下水道接続を推進する主体は市町であるが、県としては関連市町と連携を密にし、これまでの取組をより充実、発展させることを検討されたい。	意見	18P
第3章 流域下水道事業の個別的事項			
第1 下水道設備の老朽化対策・永続性			
2	(確実な老朽化対策の実行について) 県の浄化センターは、流域市町の生活排水を処理するために必要不可欠な施設であり、永続性が強く求められる。また、電気・機械設備等の調整については、耐震化工事と長寿命化工事を合わせて実施して効率化を図ることとしており、長寿命化工事の遅れは耐震化工事の遅れに繋がることとなる。よって、長寿命化計画で改築が必要と決定していた工事については、山形県流域下水道	意見	39P

## 概 要 版

	ストックマネジメント計画に基づき、限られた予算の中であっても優先順位を決めて、確実に実行していくことを検討されたい。		
3	(変更の生じた緊急輸送路に対応した管渠整備の実行について) 総合地震対策計画においては、耐震化の優先対策対象を緊急輸送路に埋設されている管渠としているが、計画策定後緊急輸送路の変更もあることから、現行の総合地震対策計画の修正を行い、新たに緊急輸送路として指定された区間に埋設されている管渠について本計画期間内に完了させるようされたい。	意見	40 P
<b>第2 会計処理の状況</b>			
4	(仕入控除税額の計算方法の選択について) 地方公営企業法が適用される平成32年度以降は、公営企業会計システムにより個別対応方式による課税仕入れの区分が容易になることから、仕入控除税額の計算方法の選択に際しては、納付税額の多寡、事務負担の大小を総合的に勘案して判断されたい。	意見	47 P
<b>第3 財産の管理状況</b>			
5	(固定資産の一元管理の推進について) 現状、システムによる固定資産の一元管理がされていないので、地方公営企業法の適用スケジュールに基づき整備中の固定資産台帳のシステム化を推進されたい。	意見	58 P
6	(土地取得台帳の記載誤りについて) 山形浄化センターの土地に関し、サンプルを抽出し、登記簿謄本と手書きの土地取得台帳を照合したところ、1件(中山町大字長崎1546-7)につき記入の違いが存在した。平成32年度の地方公営企業法の適用に伴い、土地も固定資産取得台帳に登録される。流域下水道事業用地の登録作業は外部に委託されて作業中とのことであるが、県としては上記の誤りについてはもちろんのこと、他の土地についても公営企業会計システムの固定資産台帳に正しく登録されたかを確認することが望まれる。	意見	59 P
<b>第4 各種負担金について</b>			
7	(資産維持費の負担金への算入について) 現在県では資産維持費の負担金への算入について、国の動向に注視しつつ、平成32年4月の地方公営企業法適用後に資産維持費を負担金対象経費に含めて算定することを検討しているところである。施工環境の悪化や、高機能化等に備えるためにも、確実に資産維持費を負担金対象経費として算入されたい。	意見	64 P



## 概 要 版

第 5 契約及び外部委託状況			
8	<p>(指名競争入札実施の合理性について)</p> <p>一般競争入札を原則とする地方自治法の考え方に照らせば、「技術補助、除排雪、道路・河川等に係る維持修繕、土木施設に係る設備機器保守点検、植栽等管理、支障木伐採及び森林整備に係る業務委託における指名業者選定基準」を適用し、一律に指名競争入札を適用することには、なお検討の余地がある。</p> <p>建設工事関連業務委託の選定基準では条件付き一般競争入札も取り入れており、技術補助・維持修繕業務委託についても同様に検討されたい。</p>	意見	77 P
9	<p>(契約の相手方に対する指導について)</p> <p>村山浄化センターにおいて、再委託業者が点検を行い、記入した「各中継ポンプ場機器点検日誌」を閲覧したところ、日付や曜日の誤った記載が存在した。</p> <p>県としては、契約の相手先に対し、再委託業者の作成した成果物に対し、きめ細かな確認を行うよう指導されたい。</p>	意見	77 P
第 7 地方公営企業法適用に関する対応について			
1 0	<p>(速やかな経営戦略の策定について)</p> <p>平成 32 年度から確実かつ適切に地方公営企業法への移行が円滑に進むよう、検討事項が多岐にわたる「経営戦略」の検討・策定を計画的に進められたい。</p>	意見	103 P
1 1	<p>(「経営戦略」に盛り込む財政計画・投資計画の策定について)</p> <p>県の将来人口の減少に伴う処理量の減少及び施設・設備の更新投資の増大が見込まれることから、「経営戦略」に盛り込む財政計画・投資計画の策定にあたっては、適切な原価計算、更新投資の予測を行う必要がある。また、更なる経費節減など経営の効率化に努めた上で関連市町に説明し、事業に要する費用の適正な負担となるよう努められたい。</p>	意見	103 P
1 2	<p>(「経営戦略」の実行と結果の評価に関する適切な情報開示について)</p> <p>地方公営企業法適用後の経営にあたっては、経営戦略に沿った目標を設定するとともに、進捗状況を P D C A の観点からモニタリングする仕組みを設けることによって、今後の経営改善に繋げていただきたい。その際には住民・議会への適切な情報開示を推進されたい。</p>	意見	104 P

## 概 要 版

1 3	<p>(地方公営企業法適用後の体制整備について)</p> <p>地方公営企業法の適用後は、新たな財務諸表の作成、管理体制の確立及びその管理体制に基づくチェックなど、担当部署の仕事量が増加することが考えられる。平成 29 年度では流域下水道管理担当は 3 名である。この体制で適用後も十分な管理が行えるか検討の余地がある。</p> <p>なお、県では企業局等、既に地方公営企業法が適用されているところがある。これらの管理体制等を十分参考にし、適切な管理体制の構築及び会計書類等の作成に努める必要がある。</p> <p>地方公営企業法の適用後の仕事量を勘案し、現在の下水道管理の体制で対応可能かを検討することが望ましい。</p>	意見	105 P
1 4	<p>(会計専門家の活用について)</p> <p>地方公営企業法の適用により、決算に関する業務量の増大及び業務の複雑化が予測される。特に適用初年度は担当者が会計処理等の判断に迷うことも多いと考えられる。</p> <p>また、適用後も人事異動により経験や知識の少ない職員が複雑な業務に当たらざるを得ない状況もありえる。決算業務や税務申告を適切かつスムーズに行うためにも外部の会計専門家を活用することを検討されたい。</p>	意見	105 P